

論文

# 非行の要因からみる少年非行の現状と規範意識

作 田 誠一郎

〔抄 録〕

本論は、少年院においてアンケート調査を実施し、非行少年の非行の要因および規範意識について考察した。近年の非行少年の検挙人員ならびに少年院の入院人員は減少傾向にあるが、特殊詐欺に関わる受け子や出し子など新たな非行事案は増加している。

本調査の結果から、女子は男子とくらべて覚せい剤の使用に関する事件の割合が高い傾向があらわれた。また14歳・15歳の女子において、非行の要因に関する回答をみると「自分が悪かった」という回答は約4割にとどまり、「家庭が悪かった」という回答が約3割という結果であった。他のカテゴリーの約8割は「自分が悪かった」と回答していることから、この14歳・15歳の女子少年において家庭環境が非行の要因として影響していると思われる。他方、規範意識に関しては、「触法規範」「性規範」「未成年規範」の特徴が見出され、「社会環境」に非行の要因を求める傾向に対して年齢が負の影響を与えていることがわかった。

キーワード：少年非行，非行の要因，規範意識

## 1. 問題の所在

近年の非行少年をみると、少年非行が新たな段階に進んでいるようである。従来は、学校内における粗暴行為や学校外の深夜徘徊、なかには反社会团体に加入する少年もいた。しかし、高齢者を狙った特殊詐欺やコロナ禍における給付金詐欺など、金銭関係で結びついた少年犯罪が増加している。非行少年の実態として、従来あった「暴走族」などのトップから末端までのヒエラルキーの形態が、SNS (Social Networking Service) などのツールによる繋がりに変化しているようである。このSNSを介して、末端の「受け子」(現金やキャッシュカードを直接被害者から受け取る)や「出し子」(被害者の預金口座等から現金を引き出す)と呼ばれ

る実行犯の少年たちは、多くの場合、どの組織による指示なのかを知らないまま犯罪に手を染めているのが現状である。

一方、近年の少年非行は、減少傾向を維持している。『令和2年版犯罪白書』をみると、2020年の非行少年の検挙人員（刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等）は、1946（昭和21）年の記録以降で最少である37,193人であった。これは、戦後最大の検挙人員を記録した1983（昭和58）年の317,438人とくらべて大きな減少である。また検挙人員の男女比をみると、男子は22,408人、女子は4,164人であり、女子比は15.7であることからその多くが男子少年で占められている。同様に、この減少傾向は少年院の入院数にもあらわれている。

同白書によれば、少年院入院者の人員は、1,727人（男子1,594人、女子133人）であり、1949（昭和24）年以降で最も少ない値であった。しかし、刑法犯により検挙された少年の再非行少年率（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率）をみると34.0%であり、依然として約3割の少年が再犯・再非行をおこなっているのが現状である<sup>(1)</sup>。

この状況において、近年は非行少年に対する社会復帰支援が注目されている。少年院では、これまでのように適切な帰住先を確保するほかに、高等学校等への復学や進路をサポートするための「就学支援ハンドブック」や「就学支援デスク」が整備されている<sup>(2)</sup>。このような新たな対応は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（2016）の施行が大きく寄与していると思われる。継続した非行の防止とともに再犯・再非行をどのように減少させていくのかが、今後の少年非行の課題ともいえる。

本考察では、この課題の考究するうえで、その前提となる非行少年の非行の要因について注目する。これまでも先行研究において非行の要因に関連する調査が実施され、多くの知見が蓄積されている。本論では、少年院において実施したアンケート調査のデータから少年の属性や規範意識を中心に、それぞれの関連について分析を進める。今日の非行少年がどのような状況（属性や生活環境など）にあり、どのような要因において非行行為に至ったのかについて考察することで、再非行およびその支援に期する基礎的な資料となる現状の非行の要因を明らかにしたい。

## 2. 先行研究と調査目的

先述したように少年院をはじめとする非行少年の支援の環境は、多くの場合、法制度の拡充により進展しているようである。一方、支援の前提となる非行の要因の解明や入院に至る経緯については社会状況の変化に注視しつつ継続して考究する必要がある。これまで少年非行の要因については、多岐にわたる学問領域で数多くの研究成果が積み重ねられている。本論では、非行の要因および規範に関連する先行研究を概観する。

はじめに、ボンド理論を提唱したハーシを取りあげる。ハーシ（1969=1995）は、ボンド

理論のなかで、「愛着 (attachment)」（重要な他者に対して抱く愛情などの情緒的親密さ）、「投資 (commitment)」（これまで将来のために時間と労力をかけてきた同調的な生活を逸脱行動から得られる代価とくらべて優先すること）、「巻き込み (involvement)」（日常生活が忙しい状態にあるため、逸脱行動をおこなう機会や時間がないこと）、「規範観念 (belief)」（自らが所属している集団や社会の道徳や規範の妥当性を信じている程度を示している）の4つを、社会的ボンドを構成する要素としてあげている。この社会的ボンドが弱まったり欠如したりすることで、少年の犯罪や非行が起りやすくなると主張している。そのなかで「規範観念」は、警察の取締まりや教師の指導などに対しても正当な執行であることを信じていることが含まれる。ハーシは、この規範についてその拘束力の強弱を実証的に検証し、非行を抑止するひとつの要因として指摘している。

しかし、この規範については、さまざまな見解がある。例えば、コーエン (1966=1968) は、非行少年が有している行動様式や価値観の総体を「非行サブカルチャー」として、中間層の価値観（勤勉や非暴力、合理性など）の対比のなかで注目する。この新たな反動形成としての「非行サブカルチャー」（非功利性や否定主義など）は、中間層が支持する既存の規範を意識した発想ともいえる。この規範は、各時代の宗教や文化などに影響を受けることは想像に難くない。そして、デュルケム (1893=1971) の言葉を借りれば、「集合意識」のなかで常に規範という基準をもって少年非行に対する評価を下し、その規範に適應する方向性を示しつつ少年たちを拘束してきたといえる。

規範と非行に関して、廣井 (2014) は、非行少年だけではなく、彼等を取り巻く社会の「悪」に対する嫌悪感と包容力の欠如を指摘している。そして、非行少年の更生において、子どもの「悪」を排除することより、子どもとの関わりの過程において子ども自身の中で「悪」が適切に位置付けられたときに規範意識が内面化されるという。つまり、少年たちは、人と人の関係のなかで「悪」の意味を知ることで、「悪い行為」を自ら制御しつつ、社会の成員として地位と役割を獲得するようになると指摘している。また内山 (2012) は、非行少年の規範意識醸成の背景として、誰もが経験する日常生活習慣と保護者との関わりのなかで、父親の存在感の欠如を調査結果として明らかにしている。そして、規範感覚は、当たり前の生活を送ることが生活感覚としての規範遵守につながることで形成されることを指摘している。

これらの研究成果は、非行少年の生活と規範意識が、社会関係上において密接に関わっており、周囲の関わりにおいて内面化されることを明らかにしているといえよう。

本論では、この「規範」を考察するうえで、その前提となる現状の非行少年がどのような犯罪や非行をおこない、どのようにその犯罪や非行に対する意識を有しているのか。そして、その犯罪や非行がどのような属性と関連するのかについては、少年非行現象を分析するにあたり大きな意味を持っている。その点に留意しつつ、非行少年の非行の要因と規範意識について分析する。

### 3. データと方法

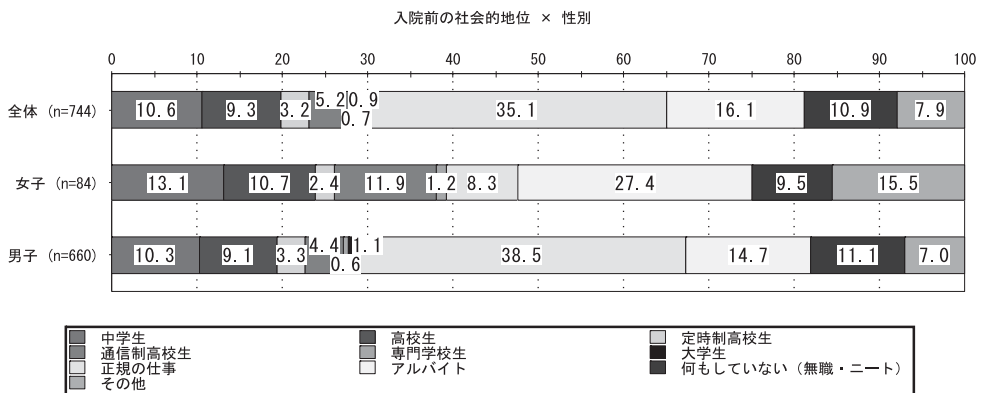
本調査は、2018年3月から同年4月にかけて少年院20か所（調査時点で全国52施設）に対して調査票を配布して記入してもらった集合調査法を用いた。全体のサンプル数は760である。また男女の比率は、男子が88.8%（675）であり、女子が11.2%（85）である。また本調査においては、法務教官に関連する質問項目を用意しているため、無記名の後に用意した個別の茶封筒に封入して回収することで、率直な少年院の生活や法務教官との関係について回答が得られるように配慮している。

調査対象の少年の入院回数は、1回目（74.9%）、2回目（20.8%）、3回目（4.3%）である。年齢構成は、「14歳」2.3%、「15歳」5.7%、「16歳」13.5%、「17歳」20.3%、「18歳」19.2%、「19歳」22.0%、「20歳」16.3%、「21歳」0.8%である。また現行の少年院では、入院時の3級から出院期の1級までの段階で処遇をおこなっており、本調査では「3級」16.0%、「2級」56.5%、「1級」27.5%の割合である。多くの少年院では、2級の間中期と呼ばれる期間が長く設定されていることから本調査においても2級が過半数を占めている。

### 4. 分析結果

#### (1) 少年院における在院少年の属性とその特徴

少年院へ入院する少年を知るために、入院前の就学・就労等の社会的地位について設問を用意して回答を得た。図1は、性別にその結果をみたものである。



$\chi^2(df=9, N=744) = 43.962 \quad p = .000$

図1 入院前の就学・就労状況

この結果から、全体的な傾向として入院前の過半数の少年が就学ではなく「正規の仕事」や

「アルバイト」または「何もしていない」状況にあったことがわかる。性別における特徴として、男子は「正規の仕事」が38.5%で最も多く、女子は「アルバイト」が27.4%で最も多い結果となった。また女子は、男子とくらべて「通信制高校生」(11.9%)の割合が高い点も特徴といえる。

さらに表1では年齢・入院回数別に入院前の就労・就学状況をみた結果である。

表1 年齢・入院回数別にみた入院前の就労・就学状況

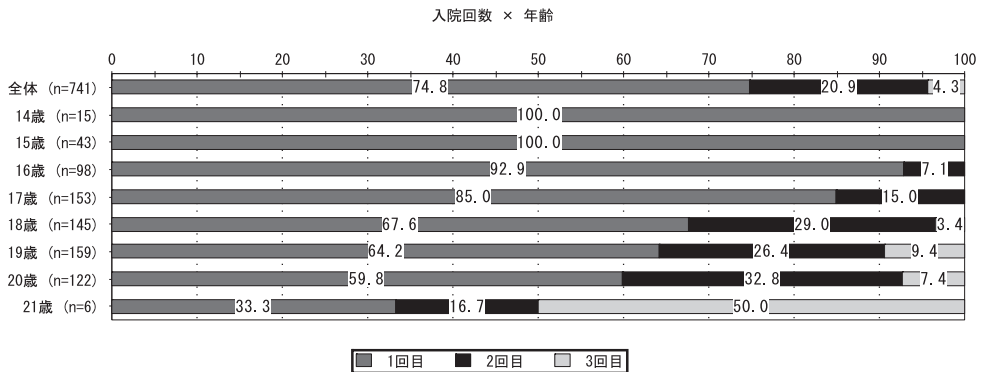
	中学生	高校生	定時制高校生	通信制高校生	専門学校生	
14歳・15歳：1回目	<b>94.8</b>	1.7	0.0	0.0	0.0	
16歳・17歳・18歳：1回目	<b>5.1</b>	<b>17.9</b>	<b>5.4</b>	<b>10.3</b>	<b>1.3</b>	
19歳・20歳・21歳：1回目	0.6	2.3	1.1	2.3	0.6	
14歳・15歳：2回目	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
16歳・17歳・18歳：2回目	2.9	<b>8.8</b>	<b>5.9</b>	<b>0.0</b>	0.0	
19歳・20歳・21歳：2回目	0.0	0.0	1.2	2.4	0.0	
14歳・15歳：3回目	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
16歳・17歳・18歳：3回目	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
19歳・20歳・21歳：3回目	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	
全体	10.2(74)	9.4(68)	3.3(24)	5.2(38)	0.7(5)	
	大学生	正規の仕事	アルバイト	何もしていない (無職・ニート)	その他	合計
	0.0	1.7	1.7	0.0	0.0	100.0(58)
	0.0	28.5	17.6	9.0	4.8	100.0(312)
	<b>3.4</b>	<b>51.7</b>	<b>16.7</b>	<b>12.1</b>	<b>9.2</b>	100.0(174)
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0(0)
	0.0	47.1	16.2	7.4	11.8	100.0(68)
	1.2	45.1	18.3	17.1	14.6	100.0(82)
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0(0)
	0.0	20.0	20.0	60.0	0.0	100.0(5)
	0.0	29.6	22.2	25.9	18.5	100.0(27)
	1.0(7)	35.5(258)	16.3(118)	10.7(78)	7.7(56)	100.0(726)

(注) カッコ内は実数、注目される値を太字で示している。p=.000

同表の年齢構成をみると、義務教育期間である「14歳・15歳」は、多くの少年が中学校に就学している。しかし、高等学校に就学する16歳以降の年齢では、その社会的な属性は大きく異なる。また1回目とくらべて2回目や3回目の入院になると就学より「正規の仕事」や「アルバイト」の割合が高まる傾向が読みとれる<sup>(3)</sup>。特に「16歳・17歳・18歳」は高等学校に所属している状況が予想されるが、義務教育である中学校とくらべて退学など、少年院を退院した後の復学が困難であることが窺い知れる。

次に少年院の入院回数と年齢の関係から在院少年の状況についてみてみたい。

非行の要因からみる少年非行の現状と規範意識（作田誠一郎）



$\chi^2(df=14, N=741) = 113.2504 \quad p = .000$

図2 入院回数と年齢

図2から全体の数値をみると、入院回数1回目が74.8%、2回目が20.9%、3回目が4.3%という結果であり、少年院に在院している少年は約7割が初めての入院であることがわかる。年齢別では、中学生の年齢にあたる14歳・15歳は、全ての少年が1回目であり、16歳以降は、2回目および3回目の割合が増える傾向が読みとれる。この再入院をみると、特に18歳以降が約3割に増加していることから、この年齢層に対する教育と支援が重要であろう。法務省検討会において、少年院と通信制高校の連携強化が進められている。これは学生および生徒は再非行率が低い傾向にあることから、少年院を出院後に進路を確定させるための狙いがある（「朝日新聞」2020.12.8朝刊）。この結果から、就学支援についてもさらなる他機関との連携や支援が必要であることがわかる。次に事件名を中心に各属性との関係をみていきたい。

(2) 事件名と要因

ここでは、少年院に入院することになった事件名および要因（少年の申告）を中心にその特徴を考察する。はじめに、事件名からその特徴をみていきたい<sup>(4)</sup>。

表2をみると、男子のみの事件名として「横領」(0.4%)、「脅迫」(0.3%)、「強制的行等」(3.1%)、「強制わいせつ」(4.6%)、「放火」(0.9%)、「毒物及び劇物取締法違反」(0.3%)、「住居侵入罪」(1.2%)があげられる。一方、事件名からみる女子の特徴として、「覚せい剤取締法違反」(21.4%)が認められる<sup>(5)</sup>。

表2 性別にみた事件名

% (実数)	合計	窃盗(万引き)	詐欺	横領	強盗	殺人	恐喝	脅迫
女子	100.0(84)	20.2	6.0	—	6.0	3.6	6.0	—
男子	100.0(669)	26.3	5.1	0.4	6.4	0.6	3.6	0.3
全体	100.0(753)	25.6(193)	5.2(39)	0.4(3)	6.4(48)	0.9(7)	3.9(29)	0.3(2)
		暴行	傷害	強制性行等	強制わいせつ	放火	暴力行為等 処罰法違反	道路交通 法違反
		1.2	13.1	—	—	—	1.2	1.2
		4.5	12.4	3.1	4.6	0.9	0.9	12.4
		4.1(31)	12.5(94)	2.8(21)	4.1(31)	0.8(6)	0.9(7)	11.2(84)
		毒物及び劇物 取締法違反	売春防止 法違反	覚せい剤 取締法違反	ぐ犯	大麻取締 法違反	住居侵入罪	その他
		—	3.6	21.4	9.5	2.4	—	4.8
		0.3	0.3	1.9	3.3	5.1	1.2	6.3
		0.3(2)	0.7(5)	4.1(31)	4.0(30)	4.8(36)	1.1(8)	6.1(46)

(注) カッコ内は実数。p=.000

次に事件の要因について、「今回の事件の原因はどこにあると思いますか。主な原因を一つだけ選んで○を付けてください」の設問を用意して、「自分が悪かった」「友だちが悪かった」「家庭が悪かった」「学校がおもしろくなかった」「職場がおもしろくなかった」「相手(被害者)」「その他」の選択肢から選んでもらった。この事件の要因に対して年齢および性別を独立変数としてクロス集計した結果が表3である。

表3 年齢・性別と事件の要因

% (度数)	自分が悪かった	友だちが悪かった	家庭が悪かった	学校がおもしろく なかった
14歳・15歳：女子	<b>42.9</b>	14.3	<b>28.6</b>	14.3
16歳・17歳・18歳：女子	90.2	2.0	5.9	—
19歳・20歳・21歳：女子	73.9	8.7	4.3	—
14歳・15歳：男子	80.8	3.8	9.6	—
16歳・17歳・18歳：男子	83.7	6.8	5.0	0.3
19歳・20歳・21歳：男子	83.1	2.6	1.9	0.8
全体	<b>83.0(612)</b>	4.9(36)	4.5(33)	0.5(4)
	職場がおもしろく なかった	相手(被害者)	その他	合計
	—	—	—	100.0(7)
	—	—	2.0	100.0(51)
	—	—	13.0	100.0(23)
	—	—	5.8	100.0(52)
	0.6	1.2	2.4	100.0(338)
	1.9	2.3	7.5	100.0(266)
	0.9(7)	1.4(10)	4.7(35)	100.0(737)

(注) 注目される値を太字で示している。p=.000

この表からわかるように、約8割が「自分が悪かった」（83.0%）と回答している。しかし、「14歳・15歳：女子」に関しては、「家庭が悪かった」が28.6%と他の属性よりも高い値を示している。今後、女子少年を対象とした継続的な調査が必要となるが、低年齢の女子少年において自分自身に対する非行の要因よりも家庭などの社会環境に非行の要因を求める傾向が認められたことは、非行の要因を読み解くうえで注視する必要があるだろう。

次にこの事件の要因と事件名の関連についてみてみたい。ここで、注目する値として、先ほど多くの値を占めていた「自分が悪かった」をみてみると、「殺人」（57.1%）や「傷害」（74.7%）、「ぐ犯」（57.1%）や「脅迫」（50.0%）、「売春防止法違反」（60.0%）は、8割より低い値を示している。

表4 事件の要因と事件名

	自分が悪かった	友だちが悪かった	家庭が悪かった	学校がおもしろくなかった	職場がおもしろくなかった	相手(被害者)	その他	合計
窃盗(万引き)	86.5	4.7	5.2	-	1.0	-	2.6	100.0(193)
詐欺	83.8	2.7	8.1	-	-	-	5.4	100.0(37)
横領	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0(3)
強盗	89.4	2.1	4.3	-	-	-	4.3	100.0(47)
殺人	<b>57.1</b>	<b>14.3</b>	<b>14.3</b>	<b>14.3</b>	-	-	-	100.0(7)
恐喝	89.3	-	3.6	-	-	3.6	3.6	100.0(28)
脅迫	50.0	-	-	-	50.0	-	-	100.0(2)
暴行	86.7	3.3	3.3	-	-	3.3	3.3	100.0(30)
傷害	<b>74.7</b>	<b>7.7</b>	<b>2.2</b>	-	<b>1.1</b>	<b>7.7</b>	<b>6.6</b>	100.0(91)
強制性交等	95.2	4.8	-	-	-	-	-	100.0(21)
強制わいせつ	90.3	-	6.5	-	-	-	3.2	100.0(31)
放火	83.3	-	16.7	-	-	-	-	100.0(6)
暴力行為等処罰法違反	83.3	-	-	16.7	-	-	-	100.0(6)
道路交通法違反	88.1	7.1	1.2	-	-	1.2	2.4	100.0(84)
毒物及び劇物取締法違反	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0(1)
売春防止法違反	60.0	-	20.0	-	-	-	20.0	100.0(5)
覚せい剤取締法違反	81.5	7.4	-	-	-	-	11.1	100.0(27)
ぐ犯	<b>57.1</b>	<b>10.7</b>	<b>17.9</b>	<b>3.6</b>	<b>3.6</b>	-	<b>7.1</b>	100.0(28)
大麻取締法違反	91.7	2.8	2.8	-	-	-	2.8	100.0(36)
住居侵入罪	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0(8)
その他	62.2	8.9	4.4	2.2	4.4	-	17.8	100.0(45)
全体	82.9(610)	5.0(37)	4.5(33)	0.5(4)	1.0(7)	1.4(10)	4.8(35)	100.0(736)

(注) カッコ内は実数。p=.000

表4から、事件の要因についてばらつきのある主な回答に注目すると、「殺人」「傷害」「ぐ犯」をあげることができる。これらの共通点を本データから推察することは難しいが、それぞれの事件名をみると、「殺人」は被害者の命を絶っている点で自己責任を直接受け止めることができず、回避する意識が強くあらわれていると思われる。また「傷害」は、「強盗」や「恐喝」とくらべて、被害者と力関係が対等に近いことが予想され、被害者を傷つけたことに対す



る責任が希薄であると読み取れる。「ぐ犯」は、直接刑罰法令に触れる他の事件と異なることから、事件の要因として「自分が悪かった」という意識が低いことが、表4の結果としてあらわれたのではないだろうか<sup>(6)</sup>。

### (3) 規範意識

規範意識に関しては、19項目の規範に関する行為（以後、「規範行為」と呼ぶ）に対してそれぞれ「決してしてはいけない」「しないほうがよい」「少しならしてもかまわない」「やってもよい」の4件法で設問を用意した<sup>(7)</sup>。その結果から、「少しならしてもかまわない」「やってもよい」を「規範意識が低い」とまとめ、それぞれの項目別に性別で示したものが図3である。

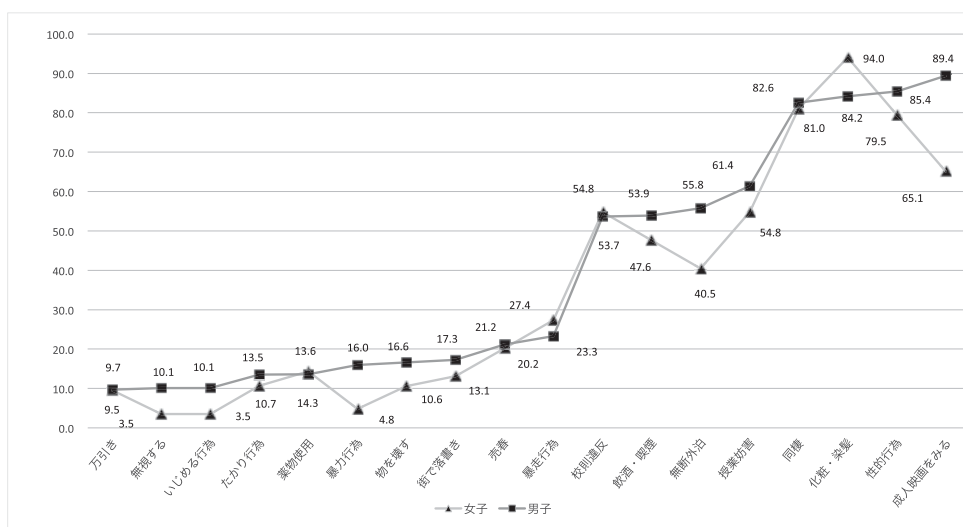


図3 性別にみた規範意識

図3の結果から、全体的な傾向として「万引き」から「暴走行為」までと「校則違反」から「成人映画をみる」までの大きく2つのグループにわかれていることがみてとれる。つまり、この違いは、法律に触れる行為に関するグループと習律（モーレス）に触れる行為に関するグループに大別できる。注目される行為として、法律に触れる行為のなかに「いじめる行為」が含まれている点である。今回の調査では、少年院に在院する少年への調査であるため、入院していない青少年との比較はできないが、この結果は近年のいじめ防止に関する喚起の影響かもしれない。また性別でみると、全体的に男子が女子より「規範意識が低い」ことがわかる。特に男女の大きな開きがある項目として、「無断外泊」や「化粧・染髪」、そして「成人映画をみる」があげられる。この規範意識には、性別の特徴があらわれているといえよう。「無断外泊」など、保護者の指導（躰）の影響にも留意して、今後この規範意識について分析する

必要がある。

ここで、さらに各項目からプロマックス回転による因子分析を実施し、変数を集約した。分析の結果、5回の反転で解は収束し、固有値の変遷から3因子構造が妥当と判断した（表5）。また表6から、累積寄与率は、61.4%である。したがって、この3つの軸で「規範行為」に関して約6割が説明できることになる。

表5 「規範行為」の因子分析

	第1因子 (触法規範)	第2因子 (性規範)	第3因子 (未成年規範)
万引き行為	<b>0.824</b>	0.301	0.502
たかり行為	<b>0.782</b>	0.331	0.501
暴走行為	<b>0.773</b>	0.454	0.655
物を壊す	<b>0.741</b>	0.378	0.687
暴力行為	<b>0.703</b>	0.354	0.604
薬物使用	<b>0.645</b>	0.305	0.432
街で落書き	<b>0.624</b>	0.376	0.539
売春	<b>0.624</b>	0.398	0.456
いじめる行為	<b>0.557</b>	0.219	0.454
性的行為	0.357	<b>0.814</b>	0.429
成人映画（AV）をみる	0.323	<b>0.757</b>	0.399
化粧・染髪	0.359	<b>0.690</b>	0.556
同棲	0.279	<b>0.670</b>	0.416
無視する	0.570	0.449	<b>0.816</b>
校則違反	0.568	0.467	<b>0.813</b>
飲酒・喫煙	0.614	0.634	<b>0.750</b>
授業妨害	0.548	0.556	<b>0.686</b>
無断外泊	0.543	0.581	<b>0.645</b>

注) 一般化された最小2乗法、Kaiserの正規化を伴うプロマックス回転による。

表6 各因子における分散および累積の度数

	分散%	累積%	合計
第1因子	24.772	24.772	4.459
第2因子	19.178	43.950	3.452
第3因子	17.454	61.403	3.142

各因子について、第1因子は「万引き」や「たかり行為」、「薬物使用」など、法律に触れる行為から構成されており、「触法規範」と名付けた。第2因子は、「性的行為」や「成人映画をみる」など、性に関する内容の質問群で構成されていることから「性規範」とした。最後に、第3因子は、学校をはじめとして未成年という地位から生じる違反行為と判断できる質問群から構成されているため「未成年規範」とした。

これまで在院少年に対する非行の要因について、性別や年齢、共犯者の有無や入院回数などを通じてその特徴を明らかにしてきた。また違反行為に対する意識を通じて少年たちの規範意

識の特徴について考察した。この各分析から得られたデータを元に、非行の要因についてロジスティック回帰分析を用いて検証したい。

分析の目的は、事件の要因（「社会環境」）を従属変数とする<sup>(8)</sup>。具体的に投入する独立変数は、表5で得られた3つの「規範行為」の因子得点である。また属性に関わる変数として、性別（男子ダミー）、年齢、非行行為に関わる共犯の有無（共犯ダミー）、そして少年院の入院回数である。各変数の説明は表7のとおりである。

表7 使用する変数の説明

男子ダミー	男子=1, 女子=0
共犯ダミー	共犯あり=1, 共犯なし=0
年齢	14歳=14, 15歳=15, ...21歳=21
入院回数	1回=1, 2回=2, 3回=3
触法規範	因子分析より設定した第1因子得点を標準化
性規範	因子分析より設定した第2因子得点を標準化
未成年規範	因子分析より設定した第3因子得点を標準化

表8 非行の「社会環境」意識の規定要因（ロジスティック回帰分析）

	B	S.E.	Exp(B)
男子ダミー	-.143	.356	.867
共犯ダミー	.385	.247	1.470
年齢	-.171	.079	.843**
入院回数	-.004	.236	.996
触法規範	.248	.182	1.282
性規範	.037	.189	1.037
未成年規範	.114	.233	1.120
定数	-1.297	.508	.273**
-2 対数尤度		459.95	
Nagelkerke R <sup>2</sup>		.043	
N		692	

\*p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.001

表8の結果をみると、非行の要因を「社会環境」に求める意識は、年齢において有意な負の数値を示している。年齢が増すことによる「社会環境」への非行要因の規定の負の影響は、加齢による社会との関わりの増加や心身の成長も含め、その解釈において検討が必要であろう。その他、各規範意識の効果はみられなかった。

## 5. 総合考察

本稿では、少年院に在院する少年へのアンケート調査の結果を通じて、非行行為に至る要因を中心にその特徴を考察した。少年院に入院した少年の特徴として、就労と就学の社会的地位が性別で異なる点を明らかにした。また女子は男子にくらべてアルバイトの比率が高く、男子は正規の仕事に就いている割合が4割を占めていた。年齢の特徴では、「16歳・17歳・18歳」の少年の多くが高校への就学ではなく、就職または何もしていない状況にあることがわかった。特に2回目の入院時において、その傾向は強くあらわれていた。学校離れと非行の関連に係る分析としても注目される結果である。さらに18歳以降の少年において、2回目および3回目の入院が3割に増加する点も注視する必要がある。先述した「再犯の防止等の推進に関する法律」の効果および対応を期待される年齢が18歳以降の少年であることが、本調査結果からも窺い知れる。

また本論の論点である非行の要因について、事件名のなかで女子が男子にくらべて覚せい剤に関する事件名をあげている点が特徴といえる。この覚せい剤の使用が女子に与える影響は、現在実施している在院少年への質的調査でも顕著に認められ、中村（2020）の女子少年院におけるインタビューでも女子少年の親子関係の葛藤や孤独など、その背景にある社会や家族の関連を読み取ることができる。この女子少年の非行の要因の特徴は、本考察において「14歳・15歳」の女子少年の回答にあらわれていた。他のカテゴリーの8割近くが、事件の要因を「自分が悪かった」と回答しているのに対して、「14歳・15歳」の女子少年の「自分が悪かった」という回答が約4割にとどまっている。そして、「家庭が悪かった」という回答が約3割に至っている点も今後さらなる分析が必要であろう。

規範意識では、それぞれの非行に関連する行為に対する意識を中心にみてみると、「法律に触れる行為」と「習律（モーレス）に触れる行為」に大きく二分する結果となった。特に性別では、男子が女子にくらべて全体的に規範意識が低い傾向が読み取れた。しかし、「成人映画（AV）」や「無断外泊」などは、男子が女子とくらべて規範意識が低い値としてあらわれ、一方で、「化粧・染髪」に関しては、女子が男子とくらべて規範意識が低い値であった。さまざまな解釈の余地は残されているが、保護者や教師からの躰や指導の違いが「無断外泊」や「成人映画（AV）」に男女の差異としてあらわれたと考えられる。また「化粧・染髪」に関しては、文化的な影響も留意する必要がある。

さらにこの規範意識の各行為を因子分析したところ、より詳細な3つの特徴を見出すことができた。その3つの因子は、「触法規範」「性規範」「未成年規範」である。各因子に関しては、今後も非行意識や非行行動との関連を詳細に分析することが必要であるが、本論においては、ロジスティック回帰分析によって規範意識との関連を認めることができなかった。しか

し、この分析においては、「社会環境」に非行の要因を求める傾向に対して年齢が負の影響を与えていることがわかった。この解釈についても他のデータを活用しながら今後検討することが求められる。

土井 (2017) は、再非行少年の社会復帰の困難さに対して、逸脱者のレッテルの付与による逸脱キャリアの深化 (自らを逸脱者として看做す眼差しに晒される) と一度道を踏み外してしまうことにより自分自身の居場所を喪失してしまうと述べており、その人間関係の分断化と宿命論 (「生まれもった素質によって自分の人生は決まっている」) が、その状況に対する一つの手立てとして「多様な人間関係を多元的に営む」ことをあげている。この営みのなかで、複数の視点から客観的に自分を見つめることができ、自己肯定感の拠り所が得られるとの指摘である。

本論で対象とした非行の要因および規範意識についても、在院少年が自らの非行行為やその要因を振り返り、法務教官などの大人と関わりを深めていくなかで出院後の生活や生き方について考えることが社会復帰の第一歩となる。特に土井が指摘するように、再入院した少年への支援は、違った角度 (より客観的に) から改めて自身を見つめ直すこと、そして新たな人間関係の構築を再確認することによって自らの生き方と居場所を考えることがポイントとなる。今回の調査結果が、非行少年の立ち直り支援等の臨床的な場面において一助となれば幸いである。

#### 〔注〕

- (1) 「再非行少年」は、以前に道路交通法違反を除く非行により検挙 (補導) されたことがあり、再び検挙された少年を指している。またこのデータでは、触法少年の補導人員は含んでいない (『令和2年版犯罪白書』)。また同書では、「少年院出院者の再入院等の状況」として、「再入院率は、2年以内では11.1%、5年以内では16.0%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している」(同書:235)と報告している。
- (2) 就学支援デスクとは、「転学又は入学が可能な学校や、利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間事業者に委託する就学支援情報提供等請負業務」(『令和2年版犯罪白書』:131)である。
- (3) 「その他」の自由記述をみると、「キャッチ」「極道」「犯罪をしていた」「ブラックな仕事」「夜の仕事」「客引きの仕事」などがあげられており、これらの自由記述の内容から少年の「正規の仕事」の基準があらわれている。
- (4) 事件名の表記に関しては、正式な表記とは異なり、アンケート調査の対象者である在院少年に理解できるように配慮して表記している。
- (5) 『令和2年版犯罪白書』によれば、女子の少年院入院者の覚せい剤取締法違反の人員は、2001年以降減少傾向にある。
- (6) 「ぐ犯」少年とは、少年法第3条1項3号に「次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」と定められており、各事由は「保護者の正当な監督に服しない性癖があること」「正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと」「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出すること」「自己又は

非行の要因からみる少年非行の現状と規範意識（作田誠一郎）

他人の特性を害する行為をする性癖のあること」の4つを掲げている。「ぐ犯」に関しては、未だに犯罪に至っていないが将来犯罪に至る事態を防止する点で他の非行事案と異なる。少年自身の非行に対する意識に差異が生じやすい規定であることは想像に難くない。

- (7) 19項目については、「無視する（先生から言われたことを無視する）」、「校則違反（校則などの学校のルール違反（遅刻や早退を含む）」、「いじめる行為」、「飲酒・喫煙（お酒を飲む・たばこを吸う）」、「物を壊す（学校のをわざとこわす）」、「同棲（結婚していない男女と一緒に生活する）」、「暴力行為（人をなぐったり、けったりする）」、「無断外泊（親に無断で外泊する）」、「化粧・染髪（口紅・マネキュアなどの化粧や髪をそめる）」、「街で落書き（街で落書きをする）」、「授業妨害（授業中におしゃべりやさわいだりする）」、「成人映画（アダルト DVD など）をみる」、「性的行為（未成年が性的行為をする）」、「暴走行為（車やバイクで暴走行為をする）」、「万引き（万引きをする）」、「たかり行為（他人にお金をせびる）」、「売春（お金をもらって性的行為をする）」、「薬物使用（大麻や危険ドラッグなどを使用する）」である。
- (8) 自分自身にその要因があると自覚するカテゴリー（「自分が悪かった」）とその要因を周囲の人間関係や既存の制度に求めるカテゴリー（「友だちが悪かった」「家庭が悪かった」「学校がおもしろくなかった」「職場がおもしろくなかった」「相手（被害者）」）に集約して「社会環境」として用いている。

〔引用文献〕

- 内山絢子, 2012, 「非行少年の規範意識とは」『児童心理』66(1), 94-98.
- 土井隆義, 2017, 「少年犯罪の社会的構築と実相」浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店.
- 仲野由佳理, 2015, 「矯正教育における『規範』——SST 指導場面での葛藤状況をめぐって」『教育社会学研究』96 卷, 199-217.
- 中村すえこ, 2020, 『女子少年院の少女たち——「普通」に生きることがわからなかった』さくら舎.
- 廣井亮一, 2014, 「規範意識と非行」『児童心理』68(9), 101-106.
- 法務省, 2020, 『少年矯正統計調査』
- 法務省, 2020, 『令和2年版犯罪白書』
- Durkheim, Émile., [1893] 1960, *De la division du travail social : étude sur l'organisation des sociétés supérieures*, Presses Universitaires de France. (= 田原音和訳, 1971, 『社会分業論』青木書店).
- Hirschi, Travis., 1969, *Causes of delinquency*, University of California Press. (= 森田洋司・清水新二監訳, 1995, 『非行の原因——家庭・学校・社会へのつながりを求めて』文化書房博文社).
- Cohen, Albert K., 1966, *Deviance and control*, Prentice-Hall. (= 宮沢洋子訳, 1968, 『逸脱と統制』至誠堂).

（さくた せいいちろう 現代社会学科）  
2021年4月30日受理